

# 兵庫県公報

平成28年5月27日 金曜日 第2801号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 昭和49年兵庫県告示第1026号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	2
<b>企業庁告示</b>	
○ 公印の廃止及び新調	3

## 告 示

### 兵庫県告示第556号

昭和49年兵庫県告示第1026号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び阪神北県民局阪神農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中三田農業振興地域図の一部を改める。



### 兵庫県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年5月12日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	戸田南地区	平成28年5月27日から 同年6月16日まで	三木市役所



### 兵庫県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年5月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	御坂皿池地区	平成28年5月27日から 同 年6月16日まで	三 木 市 役 所



**兵庫県告示第559号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
淡路市塩尾字橘崎73の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。



**兵庫県告示第560号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27北播位置 0001号	28. 5. 11	小野市天神町字北堂ノ上1048番5、1050番6	6.00 5.00	16.51 18.39

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町東野添三丁目693番1、693番4、694番1、694番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家117番地

昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 正 泰

3 許可年月日及び許可番号

平成27年11月16日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－18号（27播磨）

企 業 庁 告 示



兵庫県企業庁告示第1号

1に掲げる公印を平成28年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成28年4月1日からその使用を開始した。


平成28年5月27日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

1 廃止公印の名称及び印影

	
<p>兵庫県企業庁阪神・淡路 臨海建設事務所長印</p>	<p>兵庫県企業庁情報公園都 市建設事務所長印</p>

2 新調公印の名称及び印影


<p>兵庫県企業庁北播磨・臨 海建設事務所長印</p>